

▲ 討論 ▼

(高橋) 封建期の村と、明治の村とは違うという報告があつた

が、安孫子さんの場合、どういう点が一番大きな違いだと考えられているのか。

(菅野) 安孫子さんの場合、部落というのは、明治期的な存在であり、幕藩体制の下ではない。昭和恐慌期、昭和期に入つたら、これは変質してくる。そういう表現だつたと思う。

(安孫子) 高橋さんが言う村というのは、市町村制以前の村でしょう。市町村制以後の部落というのは、概ね江戸時代の村であつたものが多い訳だし、必ずしもそうでない処もあるが、そこでの一番の大きな違いというのは、農村自治という観点から考えると、江戸時代の村といふのは、ひとつ「年貢収奪」の為の組織を非常に強く負わされている。従つて、例えば、山崎延吉が「江戸時代の五人組を、明治期になつても尚かつ村の基盤である」と位置づけるというのは、その役割を誤解している訳で、江戸時代の村がつくらされている「一番大きな原則」というものは、「年貢をきちんと出す為の行政村」というものがあつて、それがそれ以前からあつた事実上の村落的なものを踏まえて、江戸時代の行政村というか、検地村ができるいると思う。だから当然、その中に於ける自治といふもの、村の中で行なわれたことが、色々な府規約、府統、村の規定、約定を持ちながら、しかし~~因縁~~として押えられているものは、やはり、領主のために年貢を出すことが、かぶさつている。その範囲でしか、出てこないという面がある。だから、例えば、村の中に於ける生活面での色々な統制が、行なっていたとしても、それが、すべて年貢を出す為に結びつけられてゆく訳である。村落社会の生活

統制というのは、寛政の改革、天保の改革にしてもそうだが、もつと前の慶安の御触書にしても、例えば、「遊はないで、一生懸命働く」とか、「せいたくなものを着てはいけない」、「酒や煙草を買って飲んではいけない」といった統制が出てくる根拠が全部年貢を出すということによつて行なわれている。その枠内でのいわば、村法が出来てゐるというふうに思う。それに対して、明治になつて後は、明治初年には、まだそういう性格が残つていて、地租を出す為の組織であるという側面が、必ずしもない訳ではないが、むしろ地租を出すよりは、むつと大きめ、例えば、日本の殖産興業の為の行政組織としての位置づけが、上から非常に強く出てくる。つまり、明治の村に掛つてくる枠というのは、農業を基礎にした年貢、つまり農業という狭い範囲内の動きではなく、いわば日本資本主義全体の中での「富國強兵」という、大きな枠での位置づけが、まず村に対し下されてきて、そしてこの中の村の独自の動きというものが出てくる。だから、例えば、その中には、国家に対する結集というものが、初期の村の中には、非常に強く出てくる。一方では、自由民権という動きがあるが、その自由民権の動きも、地方自治という動きでの民権であるよりも、場合によつては、国家的な範囲での民権、つまり國家というものをめざす意味での民権が中心となつていて、必ずしも地方自治という観点での民権だけですつきり割り切れたような動きになつていないという処がある。このことは、近代国家としての結集をする為の動きの中に入つて行つたことの結果だと思う。従つて、町村会をつくるとか、連合戸長役場の為の機会が、出来て

きて、そこが、何がしかの決定をやりながら、実際の村の方針に政策を決めているということは、基本的には、国家一府県一郡一町村とおりてくる国家結集という枠の中での村の位置づけが非常にはつきり出でてきている。右の動く訳だから、江戸時代の村と市町村制以前の明治の村も違つた意味を持つていると、私は思う。但し、小ブル、小經營者としての農業の側面でみるとどうかといふと、幕末から明治期にかけての、例えば、生産力の農業技術体系の日立った変化というのも、必ずしもない訳で、その点での共通性はかなりある。例えば、水・山林原野の利用、農業技術の面での共同の側面は、幕末からみても、大きく変わらないので、そういう面で着目してゆけば、江戸時代の村と明治の村とは、非常に似てゐる。従つて、水の利用をめぐる組織とか、掟などは、余り明確な変化はしないというと、貨幣経済の侵入が、江戸時代の村と明治の村とを量的に区別していると思う。質的な区別というものは、どうもつけられないので、差し当り、量的な区別だが、その量的な区別が入つてくる為に、例えば、村の中の共同作業等にしても、いわば、無償労働に成り立つような共同作業的な考え方から、部分的ではあるが、有償労働的な村の仕事という形で変つてくるという面がある。例えば、部落有財産に対する権利関係が、お金で計算されてくるという変化などは、私有財産が、明確になつてきたということがあると同時に、只それだけで、部落有財産に対する権利関係が、金で表現されるということは、ないのであつて、貨幣経済が、それに伴つてより深く

入るということがあつて初めて、部落有財産に対する権利関係が、貨幣で表現されると、いふような、動き方或いは逆に、単なる居住といふことが、部落有財産に対する権利をつくるのではなくて、そこに色々な条件がついてくる。そういう変化が起きていた訳で、そういう点で、江戸時代の村と明治の村とは、量的な側面での共通な面がありながら、共通な側面での量的な変化がある。

こういう風に、二つの面、一つは質的にみて、村といふものが、その社会でどう位置づけられているかということ、もう一つは、共通な側面での量的な変化という二つの点から考えてみて、江戸時代の村と明治の村との違いがあるのではないか。そこに、雨町村制が出てくると、非常に異なる質的な側面は、丸うぎり變る訳で、部落といふのは、建前せうど、これは町村制をつくる時の説明の中に出て行くが、現実のことといえども、部落といふのは、決定することはできない。全て新しく出来た町村の下で決定する。部落といふのは、下請的な位置づけになるということが、非常にはつきり出てくる。そうしたはつきりしたものがありながら、実際はどうなつてゐるかといふと、村で決めたことを部落で請負つてやらねばならないという形になる。頃夷の機能としては、部落は、まだ生かされている。例えは、衛生費、消防費、学校費等が、役場の予算、決算に計上されるのが、非常に少なく、その二、三倍の額が、各部落、区の予算、決算に現わてくる。学校関係費は、各部落の予算、決算を合せてみないと、実際の村の中での教育の実態が出てこない。

村の予算、決算では、
1/3 1/4 しか現れないという状態だ。衛

生費にしても、消防費にしても、そういうことが明確に、町村財政の中に出てくる。そういう実態をさして、私は、「二重構造期」ということを考へている訳で、その二重構造期の時には、明らかに、行政町村というのが、上に乗つていており、その枠内でしか、部落というものは動けない。そういう状態になつていては、いか。

関連したことと、菅野氏から、「部落がない」という指摘があつたが、「部落がない」というのは、少し言い過ぎで、部落の独自機能が、なくなつたのが、第二、第三段階であると、部落というのは、確かにあり、それなりの機能は持つが、それが独自の機能がないと云つたのである。実際は、独自機能がなくなつた村といふのは、非常に少ないだろう。しかし、建前としては、なくなるという方針が、きつたり出でている。そういう中で残つてゐる村もある。うんと残つてゐる村もあるが、僅か残つてゐる村もあるし、殆んどなくなつたという村もある。というのが、第二と第三の段階である。整理していえば、村の独自機能が、なくなつたのが、第一と第三の段階であるというのが、云いたい訳だ。

(高橋) 部落では、それぞれ部落財政を持つていて、色々な共同活動をやつてゐるが、これは、本来、公行歴がやるべきものを、部落に任せていると解釈してよいのか。つまり部落の独自機能はない訳だから、部落にそしたもののが残つてゐるということは、公行政が、サボタージュしているという風な解釈で済んでしまうのではないか。

(安孫子) そこの處は、私は、そろは思わない。部落財政が、

そういうものを請負つて任されているというか、任せられているというか、やはり任されるだけの条件があるから任されるのであり、まるで任せ

れなくなつてしまえば、任そうといつても任せられないと思う。部落財政が残つてゐるということは、別の言葉で言えば、部落に收入があるということで、部落の収入ということが、町村会の総議を必要とするという拘束を受けてゐるにせよ、やはり、部落の独自の役割として、まだ残つてゐる訳だ。だから、私は、部落財政が残つてゐる場合は、部落の独自機能が、まだある。しかも、それが、農民から個々に、徴収した分担金みたいなものとして、最低必要なものを賄つてゐるといふのは、これは独自機能ではないのであり、集落の中の農家から徴収してゐるといふだけで終つてしまふが、そうでなく部落有財産等から、そういう収入があるといふのは、部落の独自機能がまだ残つてゐる段階だ。そういうのは、第二と第三の段階、そして戦後になつてもある。先程から言つてゐる様に、部落機能が、第一段階でなくなつたといつても、それは建前であり、實際には残してゐる部落が、かなりある。程度の差はあるが、残つてゐる。しかし建前から云うと無くなる方向で、主要な形では動いているということを強調したい。

(菅野) 「二重構造」或いは「二つの道」のところで、いわゆる自治制度、そういうのは、例えば幕末であつたのか、村落的権利機構に対する部落的な独自の機能がある訳ですね。それから、明治の場合、殖産興業、富國強兵的な再編成をやつてくるが、それが把握しきれない部落というのはある。昭和になつても同じことが言え

る訳だが、その場合の自治というのは、安孫子氏は何を考えているのか。

(安孫子) だから、両面考へないと、その段階の自治は、十分明らかにできないのではないかと云つたのは、そこら辺のことだ。もう少し具体的に云うと、例えば、第一の段階に即して言へば、余田氏が、報告された中味を考えて頂きたいのだが、私が、山形で調査した明治十八年頃の資料であるが、そこに市町村制以前の段階の「家とはこれこれこういうものだ」というのがある。それから「村」というのは、何ぞや」というのがある。その村といふのは、家連合というような書き方をしたものがある。「人民連合して家屋を結構するものをいう」という形で述べ、「それが天皇の下にある組織であり、大いに国威を発揚する為の組織である」という風に書いてある。そういう意識が、明治十八年の山形の一農村にはあつて、しかも、それを受け止めるだけの、それはたまたま地主ではあるが、それを受け止めて、そういう方針で村の中の色々なことを決めてゆくというやり方をしている。だから、江戸時代の村役と較べると、随分違つた問題がでてくる。同じような問題もある。例えば、借家に対する取扱いであるが、奉公人(若勢)の位置づけなどは、江戸時代の規約と違わぬところがある。ところが、他方で、地租の問題等を書いている処になると、非常に強く國家意識が入つてきたものになつてゐる。これを私は、上から押しつけられた意識だけがそこにあるので、これは自治ではないとみることも出来るが、逆に云

えば、そういうことを村の中でもちゃんと受け止めて、書いていたといふ人間がいるということ、その書いている人間が、村を動かしているという側面をみないと当時の農村自治というものを、十分理解できないのではないか。唯單に上からの方針だけではないと思う。そういう形で村の運営が、されているという側面で、非常に広い意味で農村自治の中にこれを入れたのであり、上からの方針を受け止める動き、この受け皿がないと、いくら伊藤や山県が、あゝいう町村制をやろうと思っても、実際には進まない訳で、それを受け止める村の中の担い手というものがあるということに同時に着目しておきたい。

その連中の力がうんと強い場合は、殆んど何事もなく村というものが、展開してくるし、逆にその中に、別の動きで上からの動きだけをストレートに受け止めないで、自由民権運動のように上からのそういう動きに反発する動きというものがあれば、それが豪農民権等という形で出てくる処もあるし、或いはまた、秩父その他の農民的な民権といふか、貧農的な民権という形で、動いてゆくところもあるが、そこでもまた新しい意味での下からの自治運動が、出てくる。明治になつても、公選制の村といふものはある。ところが一方、上からは、官選制という形で、上から任命されて上から降りてくる訳だが、そこでぶつかり合いといふものが、自由民権運動等として捉えられていない場合であつても、やはり農村自治としては、非常に重要ではないかと考えて、実は、「上からの道と下からの道」ということを出している。

(菅野) そういう捉え方をすると、農村自治と云わなくても、制度的に上からかぶさつてくる。それを受け止めるというなら、農村の構造そのものではないか。だけど、一番初めに問題として出した支配階級とか、権力からの解放だとすれば、あるいはそれに対する対抗だとすれば、むしろそうではなくて、そういう上からくる村落とか、或いは明治の市町村制から降りてくるそれに対する自治といふものは、ちょっと異質なものとの様な気がする。つまり、今述べられたことは、農村自治そのものではなく、農村の構造そのものを云つているのではないか。

(安孫子) だから、一番最初に云つたように、自由といふのは、自由を実現するというのは権力とか、支配階級からの自由であり、その下での自由の実現ということだから、その実現の仕方といふのは、支配の枠内での、つまりどうも大枠は動かないけれども、せめて動くところだけでも、自由を確保しようという動きや、或いは、その大枠を壊そうといふ動きが、色々あり、その枠の中で、自由とか、自治とか云つた訳だが、例えば、地主等の動きを見てゆくと解るのだが、一番大きな壁を壊さなくとも、その枠を利用したり、或いは、その枠の中での地主の利益、自由といふものは何とかして確保しようとする。そこへ資本なら資本の要求が、全部ストレートに貫徹されたら、地主は困るから、資本の要求として、上から入つてくるものか、ある處で、「喰い止めながら、」しかし自分の利益といふものは守る、という動きがある訳で、そういうなら、部落なら部落の独自機能をずっと残すものとして、動いているのではないか。

部落が残るというのは、本来上からの観点からすれば、おかしい訳で、部落の独自機能を維持しようということだけでも、支配階級といふか、国家のやり方にに対する一定の抵抗といふ側面・抵抗といつても、手放して抵抗とは云えないが、見てゆかねばならない。だからこそ、地主というのが、資本主義の中で、非常に異質な性格を持ちながら、あれだけ強固に残る面があるのではないか。それが又、別の局面になると、そつくりそのまま、従来資本に対して、抵抗していたという側面を逆に利用しながら、ファシズムを固定化する様な動きに変つてくる側面もある。

だから、色々な形で上からの捉え方も出てくるし、それに対する対応というものがある。……そんなことを考えていた。

そういうものを、「自治」といわなくともよいと云われたが、自治といふものは、もう少し主体的な動きで、つまり、農村構造がどう移り変つたかという客観的に見るのではなく、そこで、農民の中の誰かが、地主であつたり、貧農であつたり、自作農であつたりするが、農民がそういうものに対しても、主体的にどう保つたかということを見ようというのが、自治の問題ではないかということで、簡単に、農村構造の移り変りとは考えなかつた理由は、そこにある。唯、云われる通り、私がやつてていることが、自治という問題を、今迄の研究では、正面からやつたことがない、どちらかというと、経済過程ばかりを見ているから、また、経済過程を基礎においた支配關係ばかり見ているから、確かに自治の概念としては、その辺が弱くなつて、支配体制だけで見てゆくというような観点が強く出でく

るとは思うが、そういう支配体制の中での意図的な、主体的な動きをして村がそれによつてどう變つてゆくかという側面を自治といふ人間の主体的な行為として問題として考えたい、ということだつた。

(松田) 農村自治というよりも、究極は農民自治だと思う。自

治の基盤としての自由ということを考える時、その自由は、階級支配、または権力からの自由という風に規定されたと思うが、自由ということを考えるとき、例えば、農民とか、ひとつの小經營が、権力から自由だということだけではなく、コミュニティという様な考え方につながつてゆくと思うが、ひとつ集団が、集団として構成員を庇い合ひながら、自立してゆくという側面は、考えられないのか。

(安孫子) 私が考えているのは要するに、社会的存在としての人間の側面といふのは、前提において、そこを指して、自治といつてゐるのではない。そういう存在であるから、その中で限定して自治といふものを考える時に、それは何だというと、自由の実現といふその側面で、集団なりなんかを、どういう風にしてゆくかということに自治の問題を絞つた訳だ。だから、もう少し云えれば、領主から自由になる為に、色んな運動が起つてくるが、しかしその中をみると、例えは、ブルジョアが、労働者を支配しているという様な状態がある訳だ。自由になるといふのは、全くいかなる階級支配も受けないという形で、自由が実現できるのではなくて、領主という階級からは自由になつていいけれど、ブルジョワという階級には支配されているという、そういう実態がありながら、領主から離れたと

ころでは、やはり自治的な動きといふ風はみた訳だ。しかし、ブル

ジョワの自由というのは、プロレタリアからみれば、全くの自由で

ある訳だ。そのところは、やはり一義的には切れない。それは、ブルジョワならブルジョワが、自分の生産関係というか、自分の営業をかけて、そこで議論している限りは、自由というのは非常に、立場、立場によつて、多様になつてしまふが、近代的な自治というの

は、そういう階級とか、どの人がどういう階級的立場に立つてゐるかということを、御破算にして、人間としての権利という、いわば

人権に基いた住民の権利に基づいた地方自治という概念をつくり出してしまふ、その結果、資本労働という様な階級関係を、いわば

近代的自決だ。ところが、農村は、そういう切り方が、出来なく、

生産と生活が、一体となつてゐる小經營であるから、階級的立場を

全く離れて、地域住民としての自治という観点だけでは捉えられ

ない。そこに、農村自治の複雑さがあつて、地主的な自治であるとか、

自作農的自治とか、貧農の自治といふそれぞれの立場での自治の動

きが出てくる。そのそれぞれの立場での自治の動きが、現実にどう

動いているのかということを、大きく上からへの道と下からの道によつて、整理しようということを、言つた訳である。

(菅野) 権力機構につらなつてゐる地主の自治などというものはあるのか。それもやはり自治といふのか？ ブルジョワ的な権力、ブルジョワ的な制度が出てきて、それに対する抵抗としての地主の自治だつてあるだろう、とすると、最初にあげた財政支配とか、權

力からの解放ということについて、地主はどういう風に位置するのか。

(安孫子) 権力につながつてゐると言うが、明治国家というの内、地主国家ではないのであり、天皇制国家なので、そういう天皇制国家に対して、地主が、自由民権運動をやつたということが、やはり自治的な動きとみななければ、仕様がないと思う。

(菅野) だけど、もう少し広げて、帝国議会とか、もつと大きく言えば、政友会とか、そういうものまで、自治と考えるのか。

(安孫子) 米穀関税などは、日露戦争直後にはともかく通るけれども、米穀法段階になつてくると、そういう初期の政策が、薄められて、むしろ采餉の点では、地主が、追い込まれる立場になつてくる。それなりの地主の運動はある訳だが、だからといって、地主が、反権力的かというと、むしろ権力に連携もしてゐる。だから後にも書いたが、対抗と連携という両側面で捉えないと駄目だというのは、その辺を頭に置いてのことであつた。

(島崎) 「二つの道」という形での問題提起が、かなり大胆過ぎたのではないかと思う。レジュメにも書いてある通り、近代に限定という注がついていて、資本主義との関連で問題にするという前提、範囲が限定されている。その上で、「二つの道」との関連においてと書かれている。近代的自治への「二つの道」が、想定されていて、その論証に資本主義化の二つの道ということが、当然念頭に置かれているわけです。資本主義化の二つの道というレー・ニンのかつての大変大きな問題提起の地盤という様な発想法が、やはりどこかにあ

つたのだと思う。その場合の近代的な地方自治とは何かという理解と明治以降の動きも全部近代的自治への歩みだという少し大雑把な設定があつて、そういう設定の上でこの問題提起が、かなり鋭い形で、出てきたのだと、かなり曲解かも知れないが、そういう形で受け取つた。

その場合に、戦前・戦後の把握の仕方が、やはり伝統的に非常に大きな論争があるわけだし、それから言葉の端で出てきた菅野さんの大きな疑問が、前提にあるのだと思う。日本資本主義の捉え方の問題として、大変長い間論争し続けてきた問題を、いわば抽象された形で、近代化地方自治への「一つの道」という形で、提起されたことの意図と、それから聞いている方では、そこまでまだ問題を整理しきれなかつたことへの疑問があつて、その混乱があるという様な感じをもつて聴いている。ひとつ歴史把握の大きな方法論上の問題が、前提にあるんだという、その理解がないと、安孫子さんの整理の仕方に対して、色々な疑問が出てくるのではないか。

それからもう一つは、最初言わたった点であるが、第一年目は、事実関係を問うた「史的展開と現状」として、専ら事実関係として組まれた、第二年目は、「制度と主体」として自治の中味の問題が問われた。第三年目が、締め縛りの年であると、我々はそういう約束で、進んできた。その副題として、「構造と論理」を捉えた訳だ。これはやはり、「構造と論理」というには、若干の疑問と論争というか、意見の違ひもあつて、設定された訳だが、設定されたことで、或る一定の希望と野心があるのだと思う。そうすると「構造と論理」と

いうところで大きく締め縛つてゆく方向の問題をやはり考えなければならないのではないかと思う。それは、「構造と論理」という風に、締め縛る場合のたまたま今日は、安孫子さんに、御報告頂いて、歴史、経済史の立場として、主にお話し頂いた訳だが、その場合、「構造と論理」という総括の仕方と歴史把握・歴史と現状分析の把握の仕方との関連が、非常に大きな方法の問題としてあるのだろうと思う。現状分析にしろ、社会学というのは、より深く、現状分析といふか、常識的には、現状分析としてやつてきただが、現状分析の方法を超歴史的に展開してしまつ癖がある。そのところのズレが、いつもいつも問題になつてくるのだろうと思う。そうすると段階の切り方が、方法論として論議されねばならないと思う。超歴史的に、「構造と論理」を、問うという論理がひとつある。にも拘らず、歴史的分析と現状分析をつないで、村研としてやつてゆく場合の論議としては、歴史的事実の叙述を追いかけてゆくのではなく、これは、第一年目にやつたと思うが、もう少し大きく歴史を締め縛る手法が、現状分析との関連の中で、出されてくることが、必要だろう。それが、「構造と論理」なのではないか。そういう「構造と論理」、の押え方のひとつの提起として、前回運営委員会の間だけであつたが、一方その段階の把握の仕方として、今迄の研究会の成果として、蓮見さんが出された時期区分を、それをひとつ大きく纏める論理を出しておいたものと思うが、それと私は、必ずしも一致しない訳だが、むしろその段階の設定とその段階の中で、生きている論理の把握ということで、戦前一戦後という切り方で、そこで戦前一戦後の構造

と論理を問うことが、あり得るだらう。

史的分析と現状分析の接合、それから村研が悩んできた二つの論理が、噛み合わないこととの接合のところが、精一杯そこだらうという感じがする。

コミュニティ論という話がちょっと出たが、確かにコミュニティ論が、農村コミュニティの問題が、出される場合、社会学の現状分析の中で出てくるのだと思うが、歴史学の方の人達が、仲々それに喰いついてゆけないのは、先程言った様に、現状分析の中で使われるコミュニティが、まさに、超歴史的に展開されてしまうというズレがある。それを埋めてゆかないと、どうも「構造と論理」にはならないのではないかと思う。

(安孫子) 第一点目は、二つの道というのを言葉通りに考える。封建制から資本制への移行の過程が、問題であるから、移行過程を問題にしていて、近代に限定するといふと、移行という限りは、封建制から始めなければいけないという論理的な問題も出てくるが、ここで近代と云つてゐるのは、非常に広い意味で使つてゐる訳で、例えば、日本の近代化という言葉は、余り使いたくないが、要するに、近代社会への移行と完成した問題と一応考えれば、近代社会を含んでいるという訳で、移行期から近代社会に至るその範囲で考えようということが、ここでの近代社会に限定するということの意味だつた。従つて、出来上つた近代化とか、出来上つた資本主義との関連を考えているのではなく、資本主義なら資本主義が、形成されてゆく過程、発生から完成に至る過程との関連を各々の段階で、問

題にしてゆこうとするものであつた。その中で、「二つの道」というのを出したのは、厳密な意味で、マルクスならマルクスが云つてゐる二つの道、或いは、レーニンが云つてゐる二つの道、この二つは、違つてゐる点があると思うが、マルクスなり、レーニンなりがコミュニティ論という話がちよつと出たが、確かにコミュニティ論が、農村コミュニティの問題が、出される場合、社会学の現状分析の中で出てくるのだと思うが、歴史学の方の人達が、仲々それに喰いついてゆけないのは、先程言った様に、現状分析の中で使われるコミュニティが、まさに、超歴史的に展開されてしまうというズレがある。それを埋めてゆかないと、どうも「構造と論理」にはならないのではないかと思う。

(安原) 部落というものが、一体歴史にどう変つてきたのか、という事を議論しておかないと、構造といふことも出て来ないので、IIのところで、こういう書き方をされて、位置づけをされているのだと思う。実際、二重構造というのが、2や3の處で、全くくなつて一体化してゆくという様な理解が、果してリアルなのかという疑問が、実はある。例えば、町村制で、行政府が、作られた場合、同郷の問題にしても、教育の問題にしても、そういう風な重要なナショナルファンクションは、行政町村がやつてゐる。だから、ひとつ行政府が、教育も財政も考へる場合、部落財政を無視しては、リアルな把握がみられないという事があると思う。そういう様な、色々な面で、1、2、3という時期にも、部落機能それ自体が、あつたのではないか。唯それが、本質的な機能、基礎的なものでない。話を伺つてゐると、例えば、部落費の場合に、農民の各々から、附

加する様な収入でやる様な体制になつてくると、いうような段階では、部落の基本的な、独自的な機能を失つてきているという話であるが、果してそうなのかという疑問がある。私自身も、個人的には、農村自治は、農民自治の問題のうえに採り上げる場合に、部落に限定し、それに焦点を当てるだけでよいのだろうかという疑問がある。というのは、やはり一方では、農協なんかの場合のことをどう考えればよいのか、或いは、農業委員会なんかのファンタ・ションをどう考えればよいのかというようなことがあって、そういうものが、現在の農民自治を考える場合、重要な意味を持つてくると思う。部落に限定するということは、却つて重要な問題をはずされることになるという疑問もある。そういう意味で云うと、やはりこれは、第4の、これは、余り実証的な報告を行なわれなかつたという事で、今迄の研究会でも、しばしば、採り上げられていることだが、戦後民主化の時代に、地主制の枠を取り外された訳で、部落が、何をやつたのかという事が、ここでリアルに捉えられるとして、それ以前とどう違つてくるのかが、解るし、それ以後とどう違つてゐるかも解る。そういう意味から、やはり今年の研究会では、4の時期に焦点をおいて、やつてゆかねばならないという感じがする。

(島崎) それは、こうなのではないか。安孫子さんもその点は、前にも説明してあるのではないかという受け取め方を私は、している。後で、安孫子さんの御意見を伺いたいが。部落の独自機能といふことを強調されているが、そして独自機能としてつかまえられるところで、問題を立てているというところと、しかもそれを、物的

基礎として把握するという方法を、そこで出されている訳だから、そこの方法の問題と、我々の理解の問題があるのだと思う。

(安孫子) 今言われた通りで、私が、あゝいう問題を立てた時の一一番のひつかかっていたことは、戦後現段階について言えば、報告もそうだつたが、殆んど農協の活動というものを正面に出して、これが例えれば、農村自治のひとつの現れだとする形で押えた。それから、戦前の方にいつてしまふと、何となく戦前の農村自治というのではなく、戦前の方にいつてしまふと、何となく戦前の農村自治といふと語弊があるが、そういう様なものがあつて、戦前の自治は、部落自治をやればよいという風に、スペックと分けて受け取ると、いう受け取り方があつたのではないかという事が、ひとつ頭にあり、そこではなく、戦前でも部落の自治とは言うけれど、実際は、部落を見てゆくと、部落が、本当にそういう意味での部落独自の機能・役割を果したという時期と、そうではなく、第2の時期で、町村制と部落実態とが一致したと書いてあるが、部落が、なくなる訳ではなく、なくなるのは、そういう意味での独自機能なので、従つて部落機能と、町村機能とが、余り矛盾しなくなつたと言つたことを実は、言いたい訳で、従つて、部落そのものは、ずっと残つており、それは現在迄残つている。戦後になり、仮に農協なら農協を非常に重視した場合でも、農協が、或る一定のものを実際にどうやって推進するかという時に、やはり例えれば、生産組合とか、更行組合とかいう形で、部落単位で、下部組織を作つておいて、そこで色々討議しながらやる。その単位は、旧大字ぐらいで、うんと大きい大字は、そ

れを幾つかに区切るが、かなり大きな部落単位としながら、そこで十分討議しながら、共同作業なり、水掛りの問題を決めながらやつてゆく。そういう時に、地域的な縫りとしての部落というのが、生活面での縫りと重なつて、依然として、今でも生きているということは、私は否定しない。唯それは、云わば、物的土台を持つた部落の独自機能としての部落の活動ではなくて、むしろ、郷或集団としての部落であつたり、或いは、生活面での、この生活面というは、結局地域的なものを踏えた生活集団としての部落であつたり、こういうものが、今でも踏えられて基礎になつていているという事実がある。だから、そういう意味で、戦前は、部落自治であり、戦前は、農協活動だという様な、分け方ではなくて、むしろ戦後に於ても、戦前に於ても部落といふものはあるし、逆に戦前に於ても、部落だけではなくて、それを纏める様な団体なり、例えば、菅野さんがやられた産業組合運動などもそれでしようし、或いは、經濟再生運動なども、町村が、高麗取引をしながら、更生は福澤の中での同編会みたいなものをやつている訳で、戦前についてだつて、部落自治だけではなくて、やはりそういう団体なり、運動がある。結局、両者の絡み合いというものが、一貫して流れているのでありその一貫して流れている中での、各々の役割を押えてみよう。そういう風にみると、第一の段階では、部落が、非常に町村と違つた動き方なり、意味を持つ。完全に違つてゐる訳ではなく、連携と対抗なのだが、そういう意味で、部落の役割というものがあり乍ら、そして又、そういう事は、多くの町村に於て、実際には、細々となりながらも、現在ま

で持ち越されているけれども、一番大きな枠でみると、一、三、四という風にそういうものが、段々段々消えていくて、代つて別な動きというものの方が、むしろ農村自治の中身としては、主要になつてくる。そういう移り變りとして見たかつた。

(高橋) 独自機能の物的基盤の問題にしても、可成り各々の議論のある処だと思う。島崎さんの考え方によれば、少なくとも、高度成長期迄は、物的基盤をもつて持続している、という様な解釈ができるようと思うが、ここで議論しても始まらないと思うが、そのあたりの問題も、今後に残すべきだと思う。

(安孫子) 私は、生活面での地域集団という事を重視しない訳ではないが、生活というのは、非常に保守的なものが、いくらでも残るという様なことがあるという考え方立つものだから、それが、無くなつたかどうかという事は、余り問題にしないで、やがては、生活慣行が、變る様な歴史的条件の変化という様な側面に力点を置いてしまう。そういう点で、他の方々と 力点の置き方が非常に違うだろうという事は、自分でも解る。そんなことがあって、明治末の方にむしろ力点を置く。

(島崎) やはり、方法論の問題のズレだと思う。私もやはり、それに似た方法……私は歴史科学ということをかなりうるさく言うと思うが、歴史科学の事実をどこにつかまえてゆくのか、ということなのだ。個々の事実というのとは、多様にあるし、大昔から今まで事実があるのだが、その事実が、一定の意味を持つという事が、一体何なのかという、その処で安孫子さんは嘆つてゐる訳だから、

だから独自機能というものをつかまえながら、その独自機能が、そこで一定の意味を持つていて、重要な意味を持たなくなつた形で続くというのは、いっぱいある訳で、その価値関係の論理の問題なのだと思う。それは、十分理解しておかなければならぬと思う。

(高橋) ただ、共同体論にもまだ結着が、ついていないわけだし、土地占取論、共同共有論みたいなものもあるし、高橋さんの様な無償労働組織論、労働力評価の面から、共同体の問題を論じてゆくというような立場もあるし、林野所有と水の問題からだけ、物的基盤が喪失したと、独自機能が、無意味になつたとは、必ずしも言えない訳で、現在やはり部落単位で、農林省などがやるような土地を管理させようとする様な発想が出てくるのは、共同体的な性格をもつた部落の別の側面が今日、どう保つてあるかということは、やはりある訳で、簡単に共有林の管理と水の管理の上からだけで、独自機能の物質的基盤がなくなつた、又はあるということにはならない面もあるのではないか、そういう様な問題が、今後残されてくるのではないか。

(安孫子) 誤解を招くだろうが、ズバリ云うと、明治末まで、部落すらも、共同体ではないという立場なのだ。本来の共同体として考えられるのは、やはり江戸時代迄で、明治になつたら、部落といえども、共同体ではないという立場で、しかしその部落といふものの役割をみてゆけばという議論をやるものだから、そこの処で前提が、違うのかもしれない。

(安原) 確かに、二年間私も振り返つてみると、意外に、戰前の中では、部落、農協という様に自治体、行政町村に、余り言及しない面がある。これが、宿題委員会で、議論してきたような處とは、交わらない処があつて、敢えてもう一度そういう形で、再提起するに、いすれ討論の基礎として議論することは、非常に意味のあることだと思う。そういう意味で、方法的に、部落のことを問題にされないというのは、解るような気がする。

そうなると、四と五で、どうして部落と農協しか出てこなかつたのか? 自治体も一向に出て来ない。実際、報告されたものに、農村自治として通るような内容があるかといふと疑問だ。高橋さんが言われた、部落単位に於ける農地管理も、安孫子さんの処で出てきた地域農政にしても、これは行政町村と、いわば、農民の日常的な居住の地域と範囲がずれた。町村合併が、進行した後で、そういう面が出てくるのだが、そういう場合、一体、農民が、自治と問うものは何なのだろうか。そのあたりが、どうも未だ解らない処がある。というのは、やはり自治の問題を考えてゆく場合に、自由の表現という形で提起されたが、何々からの自由といふことで言われたが、自由一どうも、かなり抽象的な感じであり、やはり自由が、市民相互が、お互に自律的に維持する為には、何らかの制限を通して、権利関係が現われてくる。農民自身が、生産と生活を維持してゆく場合に、どういう風な、具体的な権利というものが、支配体系の権力と抵触するのか。その抵触するものをどうしてゆくのか、という様な

處に何か、運動なり、問うところの具体的な焦点がある。

(安孫子) 非常に当り前のこととを言う様な気がするが、農村自治の点で、つまり農村とか、農民とかという点に限定したところから出てくるとすれば、まずそこでの権利というのは、当り前のことだが、生きてゆく上での条件を整えてゆこうというのが、これは、法律的に認められていいようといまいと、権利として、非常に出て来ていると思う。それが、特に江戸時代と違つて、明治になつてからは、少なくとも離井戻りなどいうだけではなく、利益追求の権利という形で、つまり私有財産制が、認められてくる訳だから、そういう意味での利益追求の自由であるとか、あるいは、利益を得る為の権利とか、そういうものが、ともかく、一般的に農村といえども、都會といえども、まず出てくるという処が、あると思う。そういう中で、今度は、もう少し法的に拘束された点から言うと、例えば、一人一人の人間の権利と言うものが、政治参加という様な点で言うと、制限選挙によつて、非常に制限されている。従つて、政治参加という点で考えてみると、同じ農村に住んでいながら、そこには、明らかに、タックスペイヤーの概念が、入り込んでいて、税金を多く納めるか、否かによる権利の違いというものが、明確に出来ている。そうすれば、当然その中で、利益追求というものが、これはもう、フリーハンドで与えられているとして、その利益追求を実現する為のひとつの中条件として、やはり自分達の意見というものが、何らかの形で、そこに反映されないと、自分の利益も守れないということで、次には政治的権利の問題につながつてくる、という側面

が、ひとつあると思う。

もうひとつは、利益追求から出てくるものは、当然、財産所有の自由というか、それがあると思うが、もう少し広げて言うと、商業の自由と言いか、自分が生産することの自由ということになると、地主一小作という様な形で、土地所有を地主に押えられていて、自分が、その土地を借りているという場合に、土地の賃貸借権の権利といふものが、どんな形で、自分達に保障されるか、ということが、非常に問題となる。これは農民運動の中では、非常にはつきり出でくる訳で、小作権の確立という様な権利運動が、出てくるというのは、一面から言えば、そういう自分達が、生きてゆく上で、生産を上げ利益を追求する上で、非常に制約された権利、つまり、所有権に対する小作権の異常な弱さという、そういう問題がある訳で、そこら辺が、例えば昭和になると、色々な形で問題になる。経済再生運動などが、一方で出されてくると同時に、農地調整法が出て、小作調停をやつてゆくとか、或いは、自作農創設をやつてゆくとかといふ、真正面から小作権には触れないまでも、とにかくなしくずしつたのではないかという気持がする。

それ以上細かい問題になると、各々の段階で生きてゆけない者が、生きてゆく為に、例えば、産業組合を作つてゆく自由、これも農地から押さえられたり、商人の反対運動によつて潰されたり、そういう

う係わりの中で、産業組合を作ろうとする農民の動きというものが、非常に抵抗を受けながら、進む訳だが、そういう運動の自由というものも、広い意味での権利問題として考えて良いのではないかとう気がする。戦前については、そんな処が、重要なところとして頭に浮ぶ。

戦後になると、政治的な自由—政治参加の自由は、婦人参政権も含めて出てきてくる。それから、生活に対する権利意識も、従来の様な職業制の生活慣行、或いは、地域的な生活慣行というのが、段々とり扱われて、農村の都市化等に見られるような、生活様式の変化、或いは、個々人の生活というものが、例えば子供が、親に拘束された生活であるとか、世の中での女の人の立場が、決つていて、それに拘束された女の人の生活の仕方というもの等が、どんどん一面では崩れていって、その基礎には、家族労働の変化に絡がるが、そう言つた、いわば政治的な権利の画一化というか、それがどんどん広がつたということ、生活上の権利も非常に広まつたという形で、捉えられる中で、却つて特別な農民としての権利意識というものが、非常に薄まつてきている。という実態があるのでないか。その薄まつてきてているという中で、辛うじてそれを支えているのが、農業生産というものを、どうやつて立て直すか、つまり農民が、農業で喰うのは当然だという権利意識、それがやつと最近になつて強まつてきて、それが、色々な意味での運動として広まつてきているのではないか。

農民が、農業で喰えるという権利意識を正面に出すか出さないかと

いうのは、大変大きな問題である訳で、兼業にいつて喰えればそれでよい、という様な権利意識と、農民は農業で喰えるのが当たり前だという権利意識では、今後の運動の上で、非常に大きな違いをもたらすだろうという気がする。

細かいことは、色々あるが、戦後の変化の中で、生活面とか、政治面での権利意識が国民党に拡散してしまった中での農民の独自の権利要求というのは、一体何かというあたりを、つめてゆかねばならないという気がする。

広がつてしまつた権利については、憲法一般の問題だから、ある意味では、労働者と農民の違いであるとか、都市住民と農村住民の違いというものが、なくなつてきて、むしろ国民的課題としての憲法問題というものが、出てくる。最近は、それをもう少し限定して、憲法に基いて農業をやつてゆくのだという主張がある訳だが、これは、言わば憲法を農民的にどう生かすかという受け止め方という風に考えて、憲法に保障されているような、健康で文化的生活といふものを農民的立場でどう考えるか、という形での農民は、農業で喰つてゆかねばならないんだ、というつながり方、そんなものが、必要なのではないかという気がする。

(高山) 今日の報告の中の第三の基本視点で、資本と土地所有から規定される農業、或いは農村自治という問題を、ひとつひとつ(の)個別の中でもつとつめて考えてゆく必要がある。(特に) 戦後については、村研ではあまり正面から取り上げられてはいないが、特に五の段階に於ける、或いは戦後に於ける自作農的土地所有及び自

作農的土地位所有体制の崩壊といふか、或いは農民層の分解、ここの中では、いわゆる資本と土地所有の問題ということから、農村自治をどう考えればよいのか。ところが、その自作農的土地位所有とは何かとか、或いは、自作農的体制の崩壊ということ自身が、例えば、大沼報告では農協中心として、北海道的事例として出てきていたが、

余りにもその問題自身が、今まで討議されてきていない。その事が却つて、戦前と戦後の自治、農村自治を考える場合の論点を曖昧にしてきたひとつの理由ではないか、という風にみている。

今、農村自治に於ける権利の問題」ということが、論議になつたが、そういう自作農的土地位所有とは何であつたのか？ そういう自作農的土地位所有から自由になる、即ち、地主的土地位所有が否定されたとしても、むしろ農地改革といふのは、所有権の移転といふ側面が觸かつた。そしてその所有権の移転ということは、必ずしも土地の利用権の移転という形では出でこず、自作農的土地位所有でも、或る意味では非常に土地位所有に固執するという結果を、事実上打ち出してしまつた。むしろ農民層分解の中での地域農政であるとか、請負耕作であるとか、ということは、現段階的な形での土地位利用の再編或いは利用権の問題といふ形で、どういう風に農業再編しでゆくのか、その中での土地位利用の主体というのがどういう風に自ら形成されてゆくのか、或いは、運動として担い手を創り出してゆくのか、或いは農協といふ風に出てくるのか、或いは、新たな町村に於ける自治体運動として出てくるのか。

どうも、ここに書かれている資本と土地位所有に規定される農業、農

村自治といふ問題を較後に於いてどうみていつたらよいのか、という点をこの研究会なり、今後の研究会の中でもつめて行かない、と、先程の部落機能、物的基礎、独自機能の問題は確かに解るが、それでは何か解けない、それだけでは却つて、また同じ様な処を回つてしまふのではないか、という感想だ。

(安孫子) ここで土地位所有と書いたのは、耕地に関してだけでなかつた。それに関連して言うと、やはり戦後のひとつの問題は、おつしやる通り、土地位所有の、しかも極めて小さな土地位所有の壁といふのが、うんと強くなつてしまつて、その為に、例えば、政府が考へた様に、より高い生産力を作ることが、出来ないという壁にぶつかつてゐる。つまり、大型機械とか、システム化という様なことを入れようと思うと、すぐ小土地位所有の壁にぶつかつて、土地位所有者が「うん」と言わなければ、仲々それを乗り越えることが出来ない。そこで、どうしたかというと、土地位所有を事実上、土地位所有は土地位所有として認めながら、それを凍結して枠を壊すというやり方、それが、例えば、大型協同といふか、アステム化等に現われてくるし、一方では、請負耕作に現われていったものと思うが、土地位所有の枠を生産力水準といつても、米が余計とれるという意味ではなく、むしろ労働時間の短縮といふ意味での生産性だが、そこに入つてゆく。これになると、逆に部落単位というものが、生かされ易いというか、部落の中での個別的所有が、頑強に抵抗するのを凍結してしまつて、その上に部落単位に枠をかぶせるという、それが、むしろ最

した集団をつくつてゆく。部落単位につくつてゆくという新しい構造改善事業の狙いになつてきていたといふ形になつてきていると思う。それが、戦前の方で考えてみると、明治初期の様な段階では、耕地の個別所有といふものが、実は、意味がなかつたといふとおかしいが、現在のような形での、各々の意味があつて、それが、乗り越え難くあるといふよりは、耕地は、確かに私的所有なのだが、それがひとつ集団的、共同的な体制の中で生かされてくる。例えば田植にしても、稻刈りにしても、土地は自分のものであつても、自分だけでは出来なくて、共同労働し部落とか、近隣を中心として共同労働によつて、耕地の意味といふのが、初めて実現できるといふ様な、そういう段階は、部落といふのが、非常に繩り易い状況をもつてゐると思う。ところが、そういう形で、部落割拠といふ形になつてゐたところへ、たとえば巨大な地主が成立してきて、幾つかの部落にまたがつて土地を持つ、或いは、他町村に對して土地を持つといふことになると、その地主の関心は、自分の住んでいる部落の関心ではなく、町村単位の関心とか、或いは近隣の町村を幾つか合わせた位の範囲で関心を持つ。それが、色々発言したり、動かしたりしてゆくと、もはや、部落のもつてゐる枠内で繩りとか、動きといふよりは、町村単位の動きとして発現し、實際に村を動かすといふ風になつてくる。農地改革は、それをまたバッサリ切つて、町村単位に押し込んでしまつたし、更に、より部落的な範囲に押し込んでしまつたといふ、いわば土地所有の面から言うと、地域的には元の地域

にグッと束ねる様な格好で、創設自作農ができる。その土地所有者が、今度は、耕地ではなくて、土地所有そのものとして高地価を形成するという条件に入つてきた時に、それが、ものすごく始末に悪いものとして、ひとつひとつが、現われていたといふ。そんな格好をとつていていたと思う。それを乗り越えようと思うと、部落單位で、何か縫りをつけようと思うと、仲々縫らなかつたといふ状況が、一時戦後はあつた様な気がする。それよりむしろ個別的な主張の方が強いところが、今度は、それはそれとして、もう凍結してしまつてもう一回生産力的に、部落の単位の広がりで生産力構造というものを考えられる、或いは、色々な営農計画を考えられるという場合になつてくると、また部落といふものが、非常に重視されて、それが、最近の部落単位の農政の入り込み方ではないかと。戦後すぐは、農業といつても、個別の農家に對して、機械を入れるとか、各々の農法、栽培技術を入れるとかといふ、そういう形での入り方というのが、非常に大きな単位、部落的単位を考えながら、農政を入れよといふ展開になつてきてる。それは、やはり土地所有というものの位置づけ方といふか、置かれた状態が、あゝいう状態を可能にしてきたのではないかと、私は考えている。

(高山) 今おつしやつた様な形での部落単位で、凍結できるといふのは、やはり、農民層が、かなり分解してきて、そして一方に於ける土地持ち労働者群といふ様な、或いは、混住的な社会が出来上つてくる。特に、純農村地帯でも、かなりの土地持労働者的なものが出てくる。そういう条件が、でてきて初めて、かつ大型機械化

体系という様な、戦前或いは、明治期の様な共同労働の在り方ということではなくて、生産手段、労働条件としての機械化体系といふものが、土地利用を統括してゆく。そういう段階になつてきただ編成変えの条件といふものが、今問われてきているのだろうと。従つて、そういう中で、例えば、部落なり、新しい村づくりとか、或いは町村計画とか、或いは農工複合的な町村計画、複合農業的な町村計画、という様なものが、出てくる。そういう出てくる運動というものを、先程の安孫子さんの表現で言えば、上からの運動をどういう風に、下からというか受け止める主体が、出来上づてくるのか。そういう形で、もう少し整理してみる必要があるのでないかという気がしている。

(島崎) 最後になつて、安孫子さんの報告の意味が漸次、はつきりしてきたと思う。討論の中で、重要な見解の相違が、前提になつてゐるという事が、明解になつてきたと思う。範囲の限定といふところで、「近代的限定」という風に書いてある。「資本主義との関連」と書いてあるのは、範囲の限定ではなくて、また、方法論の問題だと考へる。やはり、部落の独自機能をどう考へるか、といふ問題だと思う。それは、戦前という風に大きく言へば、まさに資本主義論争との係わりが当然ある訳だし、講座派—労農派といふ対立の問題が、大きくあつた訳だから、そここの処が、ひとつ理解の前提にないと、どうもはつきりしない点があるのだろうと思う。それが最後に、何人かの人、特に高山さんから出されてきた訳だ。それでは、安孫子さんの理解のような形で考えていく場合にやは

り、社会学の場合は、まさに現在でも、といふことが、付け加わるものと思うが、資本主義の論点から切つてゆくことの意味、その中で、なおかつ残つてゐる前近代的な要素をどう評価してゆくか、評価をどこの時点まで、一定の意味を持つものとして、考えられるのか、ということが、ある訳です。それが、非常に大きく欠落している戦後民主化の処が、今迄埋められていない。殊に戦後の土地所有の問題が、一番最後になつて、高山さんから出されたが、その処での問題が、報告からも、研究会からも抜けている訳だ。やはり、共同体の問題というのは、繰り返し繰り返し出されてくる。これは、全く根も葉もない処から出されてくる訳もないのだろうから、そのところを、もう少しはつきりさせてゆく非常に大きな理論問題があるのではないかと考えている。

勿論、生の形で、いつも共同体があるような論議は、番外だが、それに拘らず、出されてくる問題は、常に追求してゆく必要があるものと考えている。

そういう処で、今日主に論議された処では、方法論の問題が、非常に前面に出てきたという感じがしている。この研究会を更に続けてゆく中で、進んでゆくだろう。漸く「構造と論理」に、迫つてゆけるのではないかという気がする。